

特別償却の付表（二十五）の記載の仕方

1 この付表（二十五）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)から(4)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（措置法第47条第3項若しくは第68条の35第3項《特定都市再生建築物の割増償却》に規定する特定都市再生建築物、平成31年改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第47条の2第3項若しくは第68条の35第3項《特定都市再生建築物等の割増償却》に規定する特定都市再生建築物等、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第47条の2第3項若しくは第68条の35第3項《特定都市再生建築物等の割増償却》に規定する特定都市再生建築物等又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第47条の2第3項若しくは第68条の35第3項《特定再開発建築物等の割増償却》に規定する特定再開発建築物等をいいます。以下同じです。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

- (1) 措置法第47条第1項又は第68条の35第1項
- (2) 平成31年旧措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項
- (3) 平成29年旧措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項
- (4) 平成27年旧措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項

なお、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

3 「対象資産の区分1」は、対象資産が1の(1)から(4)までの規定のいずれに該当するものであるかの区分に応じ該当条項を○で囲むとともに、1の(2)から(4)までの規定の適用を受ける場合には「（ ）旧」内に該当年（平31、平29又は平27）を記載します。

なお、「（ ）号」内には、これらの規定の該当号を記載します。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。

5 「取得価額7」には、その対象資産を含む建物若しくは建物附属設備の全体の取得価額又は対象となる機械及

び装置の取得価額を記載します。

6 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、対象資産に該当する部分に対応する取得価額を記載します。

7 「同上に係る普通償却限度額9」には、対象資産に該当する部分の取得価額に係る普通償却限度額を記載します。

8 「割増償却率10」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 特定都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「50」

(2) 平成31年4月1日以後に取得等をした特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「25」

(3) 次に掲げるもの…「30」

イ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をした特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの

ロ 平成26年7月3日から平成29年3月31日までの間に取得等をした認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物のうち一定のもの

(4) 次に掲げるもの…「10」

イ 平成27年7月19日から平成31年3月31日までの間に取得等をした下水道法に規定する浸水被害対策区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用を図るための雨水を貯留する構築物のうち一定のもの（平成29年4月1日前に取得等をしたものにあつては、これと併せて設置される減菌装置及びろ過装置を含みます。）

ロ 平成27年7月18日以前に取得等をした首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯等の一定の区域内に建築し、又は設置される雨水貯留浸透施設のうち一定のもの

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の(13)欄から(20)欄までの各欄は、次により記載します。

(1) 「事業の施行される土地の区域の面積等13」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）

- 第29条の5第1項第1号《特定都市再生建築物の割増償却》に規定する事業区域（以下「事業区域」といいます。）内において整備される建築物の延べ面積又は地上階数を記載し、該当する単位を○で囲みます。
- (2) 「公共施設面積割合14」には、事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積に占める割合を記載します。
- (3) 「都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用16」には、措置法令第29条の5第1項第3号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額を記載します。
- (4) 「国土交通大臣の証明年月日17」には、租税特別措置法施行規則第20条の21第1項《特定都市再生建築物の割増償却》に規定する証明書の証明年月日を記載します。
- (5) 「経済産業大臣の証明年月日18」には、平成29年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の21第2項《特定都市再生建築物等の割増償却》に規定する証明書の証明年月日を記載します。
- (6) 「雨水貯留容量等19」には、1の(4)の規定の適用を受ける場合に、平成27年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成27年旧措置法令」といいます。）第29

- 条の5第7項第1号《特定再開発建築物等の割増償却》に規定する雨水貯留浸透施設の所在地が特定都市河川流域に該当するときは「特定都市河川流域」を、その他の区域であるときは「その他」を○で囲むとともに、平成31年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成31年旧措置法令」といいます。）第29条の5第3項《特定都市再生建築物等の割増償却》又は平成27年旧措置法令第29条の5第7項第1号の雨水を貯留する容量を記載します。
- (7) 「浸透性舗装の面積20」には、平成27年旧措置法令第29条の5第7項第2号に掲げる浸透性舗装の面積を記載します。
- 11 「その他その資産が対象資産に該当する旨の事項21」には、1の(2)の規定の適用を受ける場合において平成31年旧措置法令第29条の5第3項第2号に規定する補助金等をもって建築し、又は設置したその補助金等の交付の目的に適合した構築物でないこと、1の(4)の規定の適用を受ける場合において平成27年旧措置法令第29条の5第7項第1号に規定する雨水浸透阻害行為に係る対策工事により建築し、又は設置した構築物でないこと、その他対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載します。